

令和 2 年度
地域包括支援センター
事業計画

ア 基本的事項

自己評価項目			令和2年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援セン ター	(1) センター運営における基本視点	ア 公益的機関としての運営	●センターの活動 (1)-①公益機関や守秘義務等基本事項を常に意識しながらセンター運営が行える。 (2)-①事業運営において目標を意識しながら支援計画を実施、支援の評価を行える。 (3)-①職員間で情報を共有して、協働して支援にあたり、業務の標準化を図る。 (4)-①それぞれの専門職に必要な研修に参加して、研修内容を職員間で共有できる。	●センターの活動 (1)-①：定期的なミーティングで、事業者選定時に偏りがないか確認し、個人情報管理ルールを徹底していく。 (1)-②：複数の事業所紹介をする場合において、公平性が担保されるようにセンター内で情報共有をする。 (2)-①：活動目標等情報共有と進捗状況を確認し、支援計画を立てて評価を行う。方針を決めて業務にあたる。毎月の3職種ミーティングを通して、相談ケースの評価と次の支援計画を作成する。 (3)-①：3職種業務は複数対応を基本として、判断根拠を明確にする。 (4)-①：新入職員に対して、資質向上を図るためにチーム職員全体で教育を行う。 (4)-②：外部研修を受講した後、ミーティング時にセンター内職員へ伝達研修を行い、チーム全体で業務上有効な知識を共有する。	●センターの活動 (1)-①：2021年3月末 (1)-②：2021年3月末 (2)-①：2021年3月末 (3)-①：2021年3月末 (4)-①：2021年3月末 (4)-②：2021年3月末
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2) PDCAサイクルでの事業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チームアプローチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
	(4) 職員の資質向上	キ 研修や自己研鑽機会の確保			
		ク スーパービジョン実施状況			
東山手 高齢者 生活支 援セン ター	(1) センター運営における基本視点	ア 公益的機関としての運営	●センターの活動 (1)-①：センター内の活動方針に基づき、内容を理解して業務に取り組むことができる。 (2)-①：進捗管理表に基づき、実践活動が展開できる。 (3)-①：職員全員が互いの職務内容を理解し、組織的な対応力が向上できる。 (4)-①：職員それぞれの課題や興味を明確化し、資質向上に取り組める。	●センターの活動 (1)-①：ミーティング時に担当する業務の活動方針を明確にし、計画作成や修正を適宜行う。 (2)-①：定期的なミーティング時において進捗確認・評価・修正を行う。 (3)-①：組織的な課題の共有と検討、活動方針の徹底を図るため、毎月全職員でのミーティングを実施する。 (4)-①：全職員がキャリアノートと研修計画書をもとに実践し、センター内での伝達研修を行う。	●センターの活動 (1)-①：2021年3月末 (2)-①：2021年3月末 (3)-①：2021年3月末 (4)-①：2021年3月末
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2) PDCAサイクルでの事業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チームアプローチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
	(4) 職員の資質向上	キ 研修や自己研鑽機会の確保			
		ク スーパービジョン実施状況			
精道高 齢者生 活支 援セン ター	(1) センター運営における基本視点	ア 公益的機関としての運営	●センターの活動 (3)-①：必要な情報共有が行えて、ケースや地域に対してチームアプローチが行える。 (4)-①：それぞれの実践課題を明確化し、個人やチームでの実践力向上が出来る。	●センターの活動 (3)-①：社会資源情報の整理・記録の仕方の標準化をさらに図り、情報共有がしやすい環境を整え、協働を意識して地域やケースに関わる事が出来る。 (4)-①：専門職としての役割を理解し、利用者支援が滞りなく行えるように、職員相互でのチェック体制を確立する。 (4)-②：利用者支援における実践力の向上を図るために、個別スーパービジョンや、グループスーパービジョンを継続する。	●センターの活動 (3)-①：2021年3月末 (4)-①：2021年3月末
		イ 個人情報の取り扱い			
	(2) PDCAサイクルでの事業運営	ウ 根拠のある活動計画の作成			
		エ 根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チームアプローチ	オ 職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
	(4) 職員の資質向上	キ 研修や自己研鑽機会の確保			
		ク スーパービジョン実施状況			

潮見高齢者生活支援センター	(1) センター運営における基本視点	ア	公益的機関としての運営	<p>●センターの活動</p> <p>今年度は職員の交代や増員があり、新たな関係性の中で業務を行う環境となる。また、夏以降には、大規模改修工事に伴う移転を控えており、通常の業務に支障が起きないよう、準備や配慮を怠らず、事故等の無い運営を心掛ける。</p> <p>(1)基本に立ち返って取り組む</p> <p>(3)チームアプローチの質を向上させる</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①：3職種6名の内3名が交代する。地域包括ケアシステムの構築と言うミッションを今一度再確認できるよう、地域包括運営マニュアルの読み合わせを全員で行う。</p> <p>(3)-①：新しいチームビルディングをゼロから始める。三職種もしくはプランナーそれぞれで、又、全員で取り組むものを一つ以上実践する。</p> <p>②：センター内の事務分掌や三職種・プランナー各メンバー間の役割分担等を見直し、会議の持ち方進め方等の見直しを行って、効率的かつ十分に協力できる体制を整える。</p> <p>(4)-①：アセスメント力向上のための勉強会の機会を設けて、各自のスキルアップを図り、地域包括のミッションに取り組む土台作りをする。</p>	<p>●センターの活動</p> <p>(1)-①：4月2～3週目</p> <p>(3)-①：通年</p> <p>②：4月～6月</p> <p>(4)-①：月1回通年</p>
		イ	個人情報の取り扱い			
	(2) PDCAサイクルでの事業運営	ウ	根拠のある活動計画の作成			
		エ	根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チームアプローチ	オ	職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ	それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
	(4) 職員の資質向上	キ	研修や自己研鑽機会の確保			
		ク	スーパービジョン実施状況			
基幹的業務担当	(1) センター運営における基本視点	ア	公益的機関としての運営	<p>●基幹的業務担当の活動</p> <p>地域包括支援センターの実践（さまざまな取組）の意味づけをする機会ができる（前年度継続）</p> <p>●4センター協働</p> <p>4センター職員が定期的に個別課題と地域課題の結びつきを実感できる機会を持てるようになる</p>	<p>●基幹的業務担当の活動</p> <p>(3)-①：各センターの「センター内会議」に関する調査と分析【新規】</p> <p>(4)-②：地域ケアミーティング（地域ケア推進会議）開催全の4センターヒアリング</p> <p>●4センター協働</p> <p>(2)-①：地域ケアミーティング（地域ケア推進会議）開催全の4センターヒアリング（再掲）</p> <p>(2)-②：地域ケアミーティング（地域ケア推進会議）の開催</p>	<p>●基幹的業務担当の活動</p> <p>(3)-①：2021年3月末</p> <p>(4)-①：2021年3月末</p> <p>●4センター協働</p> <p>(2)-①：2021年3月末</p> <p>(2)-②：2021年3月末</p>
		イ	個人情報の取り扱い			
	(2) PDCAサイクルでの事業運営	ウ	根拠のある活動計画の作成			
		エ	根拠のある実践・活動の評価			
	(3) チームアプローチ	オ	職員間でのセンター運営や業務全般に必要な情報の共有			
		カ	それぞれの専門性や強みを活かした協働体制			
	(4) 職員の資質向上	キ	研修や自己研鑽機会の確保			
		ク	スーパービジョン実施状況			

イ 総合相談支援業務

自己評価項目			令和2年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センタ ー	中項目	小項目			
西山 手高 高齢 生活 支援 センタ ー	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (5)-①：郵便局への出張相談会を継続し、生活支援コーディネーターと連携してセンターの普及啓発に努める。 (5)-②：民生児童委員・介護支援専門員交流会から、地域の実態を把握する。 (6)-①：地域ケア会議や協議体の活動を通して関係機関との連携を継続する。 (6)-②：新しい地域ネットワークから高齢者の実態を把握できる。 (8)-①：認知症相談センターとして地域住民へ周知がすすむ。認知症の方が自立した在宅生活が長く続けられるように、初期相談後速やかに適切な支援が行える。	●センターの活動 (5)-①：相談会(郵便局：6月・10月・2月)や法人内のイベント企画(オープンガーデン、独居高齢者の食事会等)を活用して茶話会などを開催した時にセンターの普及啓発を行う。 (5)-②：民生児童委員・ケアマネジャー交流会から得た地域の課題を抽出して、支援者ネットワーク構築につなげる。 (6)-①：地域ケア会議や協議体の活動を通して得た情報を集積し、活用していく。 (6)-②：新しい地域ネットワークを構築するため、これまで連携が密ではなかった関係機関(例セントラルフィットネスや生協)と情報共有を行う。 (8)-①：認知症初期集中チームの活用を視野に入れ支援方針を速やかに決定し、関連機関との連携を継続する。 (8)-②：認知症相談センターとしての機能強化のために、研修に参加する。	●センターの活動 (5)-①：2021年3月末 (5)-②：2021年3月末 (6)-①：2021年3月末 (6)-②：2021年3月末 (8)-①：2021年3月末 (8)-②：2021年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
	(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進			
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応				
	タ 他の業務への連結・反映				
東山 手高 高齢 生活 支援 センタ ー	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (5)-①：地域に出向いての普及啓発活動を増やし、顔の見える関係性作りを継続する。 (6)-①：定期巡回訪問を継続し、適切な支援につなぐことができる。 (7)-①：「さくらカフェ」を器にして、「共生と予防」の普及・啓発活動を充実させる。 (8)-①：総合相談からの課題が明確にでき、関係機関との連携がスムーズに行え、積極的に協働することができる。	●センターの活動 (5)-①：マンションを対象にした普及活動の数を増やし、マンションが抱える課題やニーズを把握する。 (6)-①：巡回対象者のリストを見直し、センター内で情報共有を行い状況に応じた訪問を実施することができる。 (7)-①：さくらカフェの定期開催を通じて、当事者と介護者の孤立を防ぐ。並行して地域住民対象のセミナーやイベント等を行い、地域ぐるみで「共生と予防」意識を高める。 (8)-①：総合相談の中で把握した複合的な課題を含むケースは必要な機関と連携するため、情報共有の場を設ける。	●センターの活動 (5)-①：2021年3月末 (6)-①：2021年3月末 (7)-①：2021年3月末 (8)-①：2021年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
	(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進			
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応				
	タ 他の業務への連結・反映				
精道 高齢 者生 活支 援セ ンタ ー	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (6)-①：地域住民にむけて予防的アプローチが図れる (7)-①：介護ニーズがない認知症当事者の相談支援に対応できる	●センターの活動 (6)-①：昨年度に引き続き「ひと声運動」を行い、毎月テーマを決めて地域や利用者に働きかけて、介護予防や時事的なトピックスを発信する。気になる事があれば気軽に相談してもらえる関係性を構築する。 (6)-②当センターの情報誌を作成し、当センターの活動紹介とともに、セルフケア力の高い高齢者の紹介や介護予防の視点の普及啓発を行い、地域住民に身近な相談窓口として周知される。 (7)-①：認知症当事者の声を直接キャッチするために本人ミーティングを開催する。	●センターの活動 (6)-①：2021年3月末 (6)-②：2021年3月末 (7)-①：2021年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
	(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進			
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応				
	タ 他の業務への連結・反映				

潮見 高齢 者生 活支 援セ ンタ ー	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●センターの活動 (5)(6)相談しやすいセンターを目指す 圏域内のネットワーク構築を目標として、主任ケアマネジャーを中心に「共に考える」役割を、地域住民や専門職に向けて周知できるよう、積極的なアウトリーチを行い、誰からも相談しやすいセンターを目指す。 (7)認知症相談に強いセンターを目指す	●センターの活動 (5)(6)CM・民生委員会交流会を年1回以上開催し、顔の見える関係を作る。 (回数や方法等の枠組みから検討する) (7)(8)-①：認知症のアセスメント力の向上～認知症アセスメントツールを1種類勉強する。 又、総合相談支援において「認知症ほっとナビ」の活用や、初期集中支援チームの活用を意識した初期相談を行う。 ②：地域ケア会議の開催等を通じ、地域と共に認知症支援について考える機会を設ける。 ③：地域支え合い推進員や認知症地域支援推進員の活動をセンター全体で共有し、地域等に向けて認知症に関する知識を広める発信を検討する。	●センターの活動 (5)(6)：1～3回/年時期未定 (7)(8)-①～③ 通年
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進				
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応				
	タ 他の業務への連結・反映				
基幹 的業 務担 当	(5) 地域の高齢者の実態把握	ケ 担当圏域の統計的把握と傾向分析	●基本的業務担当の活動 (5)：芦屋市内の看取りの現状と課題が把握できる (6)：4センターが地域ケアシステム検討委員会-支援チーム-を有効に活用しながら問題が複雑化・複合化しているケースを支援する体制がスムーズに作れるようにする ●4センター協働 (7)：認知症の当事者や家族がいち早く認知症相談センターへ相談できるようになる【認知症地域支援推進員協働】	●基本的業務担当の活動 (5)-①：訪問看護ステーションにおける看取りの実態のヒアリング ②：小規模多機能型居宅介護、グループホーム等を対象にした看取りの実態調査 (6)-①：地域ケアシステム検討委員会への事務局としての参画【新規】 ②：地域ケアシステム検討委員会と各センターとの連結のしくみの検討【新規】 ●4センター協働 (7)-①：認知症当事者の居場所づくりの検討 (7)-②：認知症の人への支援体制構築に向けた関係機関との連携会議の開催【新規】	●基幹的業務担当の活動 (5)-①：2021年3月末 (5)-②：2021年3月末 (6)-①：2021年3月末 (6)-②：2021年3月末 ●4センター協働 (7)-①：2021年3月末 (7)-②：2021年3月末 (7)-③：2021年3月末
		コ アウトリーチによる実態把握			
	(6) 地域ネットワークの構築	サ 個別支援ネットワーク構築			
		シ インフォーマル・サポートとのネットワーク構築			
		ス 専門機関とのネットワーク構築			
(7) 認知症高齢者及び家族への支援	セ 認知症地域支援推進員等設置事業の推進				
(8) 初期相談対応	ソ 相談受付時の基本的対応				
	タ 他の業務への連結・反映				

ウ 権利擁護業務

自己評価項目			令和2年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	●センターの活動 (9)-①：虐待対応マニュアルの理解を継続しつつ、早期発見システム構築に努める。	●センターの活動 (9)-①：虐待対応の標準化を図るために、マニュアルやフローを理解して業務に取り組む。また、民生児童委員、福祉推進員の会議などを通して地域の情報収集及び周知・啓発活動に努める。	●センターの活動 (9)-①：2021年3月末
	(10) 判断能力を欠く常況にある人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援	(10)-①：消費生活センターと連携及び共に活動できることを検討して実行する。	(10)-①：消費生活センターと連携して消費者被害予防のための活動を検討していく。郵便局へ消費者被害に関するポスターを掲示し、啓発を行う。	(10)-①：2021年3月末
		テ 支援を求めている人への対応	(10)-②：権利擁護センターを中心に生活困窮支援、生活支援課と連携して支援へつなぐ。	(10)-②：利用者の判断能力を把握し、必要に応じて福祉サービス利用援助事業や成年後見制度、生活困窮支援等へつなぐ。	(10)-②：2021年3月末
ト 消費者被害への対応	(10)-③：支援や介護サービスが必要と見立てているが、関りを拒否している方の見守り、安否確認が継続的に行える。	(10)-③：安否確認などが必要な方のリストを作成し、訪問による見守りや電話での安否確認を行う。	(10)-③：2021年3月末		
東山手 高齢者 生活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	●センターの活動 (9)-①：センター内での速やかなケース共有と関係機関との協働した虐待対応ができる。	●センターの活動 (9)-①：レビューシートをもとに三職種間での振り返り（3か月に1回・ミーティング時）を行う。	●センターの活動 (9)-①：2021年3月末
	(10) 判断能力を欠く常況にある人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援	(10)-①：センター内の消費者被害情報シートや部会で集約した情報を利用して関係機関と協力して未然に防ぐことができる。	(10)-①：住民にわかりやすく啓発ができるよう、年に3回寸劇を交えた啓発活動を行う。	(10)-①：2021年3月末
		テ 支援を求めている人への対応			
ト 消費者被害への対応					
精道高 齢者生 活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	●センターの活動 (9)-①：虐待対応において、よりよいチームアプローチを行える。	●センターの活動 (9)-①：マニュアルを活用し、センター内、行政や関係機関との連携を密にし、チームアプローチを行う。	●センターの活動 (9)-①：2020年3月末
	(10) 判断能力を欠く常況にある人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援	(10)-①：センター職員の消費者被害への意識が高められる。	(10)-①：消費者被害の情報をセンター内で共有し、被害拡大を防ぐため、センター内の行事や地域の集まりやケース対応時に啓発を意識して行っていく。	(10)-①：2020年3月末
		テ 支援を求めている人への対応			
ト 消費者被害への対応					
潮見高 齢者生 活支 援セン ター	(9) 高齢者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに沿った虐待対応	●センターの活動 (9)(10)：社会福祉士増員を受けて、権利擁護支援についての意識向上にセンター全体で取り組み、さらには施設内全体にも権利擁護の意識が高まるよう働きかける。	●センターの活動 (9)(10)権利擁護支援センターに働きかけて、住民に向けた啓発活動を年1回以上、一緒に行う。（回数や方法等の枠組みから検討する）	●センターの活動 (9)(10)時期未定
	(10) 判断能力を欠く常況にある人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対応			
ト 消費者被害への対応					

基幹的 業務担 当	(9) 高齢 者虐待対応	チ 芦屋市高齢者虐待対応マ ニュアルに沿った虐待対応	●基本的業務担当の活動 (9)：虐待対応の適正化とスピードアップ（前年度継続） ●4センター協働 (9)：消費者被害を減少させる（前年度継続）	●基本的業務担当の活動 (9)-①：実務者対象の研修会の企画と開催（権利擁護支援センター、高齢介護課協働） ●4センター協働 (9)-①：消費者被害に関する関係機関や地域住民への啓発プログラムの開発と実施【新規】 (9)-②：高齢者生活支援センターからの情報発信のしくみの検討	●基本的業務担当の活動 (9)-①：2021年3月末 ●4センター協働 (9)-①：2021年3月末 (9)-②：2021年3月末
	(10) 判 断能力を欠 く常況にある 人への対応	ツ アドボカシーと制度活用の支援			
		テ 支援を求めている人への対 応			
		ト 消費者被害への対応			

工 包括的・継続的ケアマネジメント業務

自己評価項目			令和2年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(11) 包 括的・継続的 ケアマネジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)-①：地域の支援者が取り組みやすく実行しやすい高 齢者の生活のサポート体制が整う。 (11)-②関係機関へ包括の業務内容を発信する。 (12)-①地域の介護支援専門員へ向けた発信が行える。 (相談窓口の周知や情報提供等)	●センターの活動 (11)-①：「センター通信」「認知症ケアネット」「つどい場ガイド」を圏域内の医療機関・薬局・金融機 関へ配布する。【東山手と協働】 (11)-②圏域内の地域支援者と顔の見える関係性を構築する為、民生委員と介護支援専門員の 交流会の企画及び実施をする。【東山手と協働】 (12)-①アンケートにより介護支援専門員への意見聴取を行い居宅介護支援事業所へフィードバック する。 ≪東山手協働≫ 東西センター通信の発行（年2回） 民生委員とCM交流会（年1回）	●センターの活動 (11)-①：2021年3月末 (11)-②：2021年3月末 (12)-①：2021年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク 構築支援			
東山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(11) 包 括的・継続的 ケアマネジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)-①：多機関・多職種・住民協働のネットワークを促進 することができる。 (12)-①：地域ケア会議等を利用し、ケアマネとの顔の見える 関係性作りと民生委員等との交流が促進でき る。	●センターの活動 (11)-①：東山手圏域多職種連携「つぼみの会」をもとに、専門職種の連携の促進と、住民にメリッ トのある活動を計画し、実施する。 (12)-①：民生委員とケアマネの交流会を通じて、それぞれの立場から地域課題を考える機会をもつ ことができる。必要に応じて地域ケア会議を実施する。 ≪西山手協働≫ 東西センター通信の発行（年2回） 民生委員とCM交流会（年1回）	●センターの活動 (11)-①：2021年3月末 (12)-①：2021年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク 構築支援			
精道高 齢者生 活支援 センタ ー	(11) 包 括的・継続的 ケアマネジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)-①：多職種による地域包括支援ネットワークの構築	●センターの活動 (11)-①：民生児童委員、介護支援専門員との交流会、もしくは意見交換会の機会をもち連携体 制の構築を図る。	●センターの活動 (11)-①：2021年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ネ 介護支援専門員同士のネットワーク 構築支援			
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援			

潮見高 齢者生 活支援 センター	(11) 包 括的・継続的 ケアマネジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●センターの活動 (11)(12) 相談しやすいセンターを目指す * (6)に同じ 圏域内のネットワーク構築を目標にして、主任ケアマネジャー を中心に「共に考える」役割を、地域住民や専門職に向けて 周知できるよう、積極的なアウトリーチを行い、誰からも相談 しやすいセンターを目指す。	●センターの活動 (11)(12)ケアマネジャーからの事例の相談を通じて、専門職からみた地域の課題の把握し、地域住 民の考える地域課題との違いや共通点を検討する。(どのような方法で行うのかは要検討)	●センターの活動 (11)(12)時期未定
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援			
基幹的 業務担 当	(11) 包 括的・継続的 ケアマネジメン トの環境整備	ナ 関係機関同士の連携体制構築	●基幹的業務担当の活動 (11)：急性期病棟からの退院調整漏れ率が減少する (前年度継続) (12)：地域にスーパーバイザー的役割を担う人材を育成す る(継続目標) ●4センター協働 (12)：多職種連携によってケアプランの見直しの機会ができ る (12)：介護支援専門員から高齢者生活支援センターへの 相談件数増加	●基幹的業務担当の活動 (11)-①：退院調整ルールの検証と必要に応じたルール等の改定【芦屋健康福祉事務所，西宮市 等協働】 (12)-①：対人援助基礎講座の開催【ケアマネ友の会協働】 (12)-②：ケアマネジメント事例検討会の開催【ケアマネ友の会協働】(前年度継続) ●4センター協働 (12)-③：自立支援型地域ケア個別会議の実施(前年度継続) (12)-④：ケアマネジャー同士が気軽に学べ、交流できる「教えてシリーズ」の実施(前年度継続)	●基本的業務担当の活動 (11)-①：2021年3月末 (12)-①：2021年3月末 (12)-②：2021年3月末 ●4センター協働 (12)-③：2021年3月末 (12)-④：2021年3月末
		ニ 多職種協働支援体制の構築			
	(12) ケア マネジャーへの 支援	ヌ 介護支援専門員に対する相談窓口 の周知と必要な情報提供			
		ノ 介護支援専門員の実践力向上支援			

オ 介護予防ケアマネジメント

自己評価項目			令和2年度の目標	目標達成のための具体的活動	達成時期
センター	中項目	小項目			
西山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)-①：地域住民のニーズを把握し、介護予防の普及啓発及び予 防教室の企画・運営、自主グループの活動支援が行える。	●センターの活動 (13)-①：地域住民のニーズを把握した上で、体操教室の実施や自主グループ育成支援を 行う。 (13)-②：現存の社会資源のマップ化を行い、介護予防を目的としたイベントを開催して介 護予防の普及啓発及び介護予防を推進する人材の発掘を行う。 (13)-③：郵便局ヘフレイル等介護予防に関するポスターを掲示し、啓発を行う。 (14)-①：業務の適正化及び質の向上を図る為、包括内予防ケアマネジャーミーティングや 委託チェックを行う。	●センターの活動 (13)-①：2021年3月末 (13)-②：2021年3月末 (13)-③：2021年3月末 (14)-①：2021年3月末
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメ ントの適切な実践	(14)-①：運営基準に沿った介護予防ケアマネジメントの実施ができ る。		
東山手 高齢者 生活支 援センタ ー	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)-①：自主活動グループ支援に対して明確な目標を立てることが でき、高齢者に限らず地域住民にも適切な介護予防の普 及・啓発活動ができる。 (14)-①：自立支援型のケアプランが浸透し、適切なアセスメントが 出来る。	●センターの活動 (13)-①：介護予防、認知症予防、社会参加の3本柱を目的とした自主グループをさわや か教室より新規3G、住民主体活動より既存3Gの継続支援を行う。新規の参加 延べ人数：年間570名を目指す。 (14)-①：自立支援型個別ケア会議や所内の事例検討会を通して、自立支援に基づいた ケアプラン作成を行う。	●センターの活動(13)-①： (13)-①：2021年3月末 (14)-①：2021年3月末
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメ ントの適切な実践			
精道高 齢者生 活支援 センタ ー	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)-①：介護予防支援の成果を普及啓発し、住民の介護予防に 対する動機づけを図る (14)-①：利用者が自立や生活の質の向上を意識できるケアマネジメ ントを実践する	●センターの活動 (13)-①：地域の高齢者や要支援の方にインタビューを行い長寿の共通点などを地域に発 信することで、地域のセルフケア力向上を図る。 (13)-②：介護予防教室を開催し、自主活動支援の後方支援を継続する。 (14)-①：課題や目標について、利用者とサービス提供事業者と共有しサービス利用につい て評価を行う。	●センターの活動 (13)-①：2021年3月末 (13)-②：2021年3月末 (14)-①：2021年3月末
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメ ントの適切な実践			
潮見高 齢者生 活支援 センタ ー	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発	●センターの活動 (13)(14)介護予防事業をより充実させる	●センターの活動 (13)-①：自主グループ立ち上げを視野に入れて、体操講師の選定や場所などを再検討し、 3か所目のさわやか体操教室を立ち上げ、安定した運営を継続する。 ②：介護予防事業の今後の目標設定や方針を具体的な活動計画に落とし込み今 後に向けたロードマップを作る (14)：地域との連携、医療との連携に強いプランナーを目指す。月に1か所以上地域の住 民活動や集いの場等を見学し、その情報を活用し地域に根差した生活を実現できる ケアプランの作成を行う。また、施設内セラピストとの連携協力を得て、リハビリテーショ ンの知識を深め、それらを活かしたケアプランの作成を行う。	●センターの活動 (13)-①：通年 ②：上半期 (14)-①：月1回通年 及び随時
		ヒ 実施と地域における自 主活動支援			
	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメ ントの適切な実践			

基幹的 業務担 当	(13) 一般介護予 防事業	ハ 介護予防普及啓発 ヒ 介護予防プログラムの 実施と地域における自 主活動支援	●基幹的業務担当の活動 (13)：住民主体の介護予防の取り組みの推進 ●4センター協働 (14)：介護予防ケアマネジメント業務の標準化が進む	●基幹的業務担当の活動 (13)：介護予防担当者，地域支え合い推進員，包括職員等によるネットワークの構築 ●4センター協働 (14)：介護予防ケアマネジメントマニュアルの改定	●基本的業務担当の活動 (13)：2021年3月末 ●4センター協働 (14)：2021年3月末
	(14) 指定介護予 防支援事業及び第1 号介護予防支援事業	フ 介護予防ケアマネジメ ントの適切な実践			